

特242

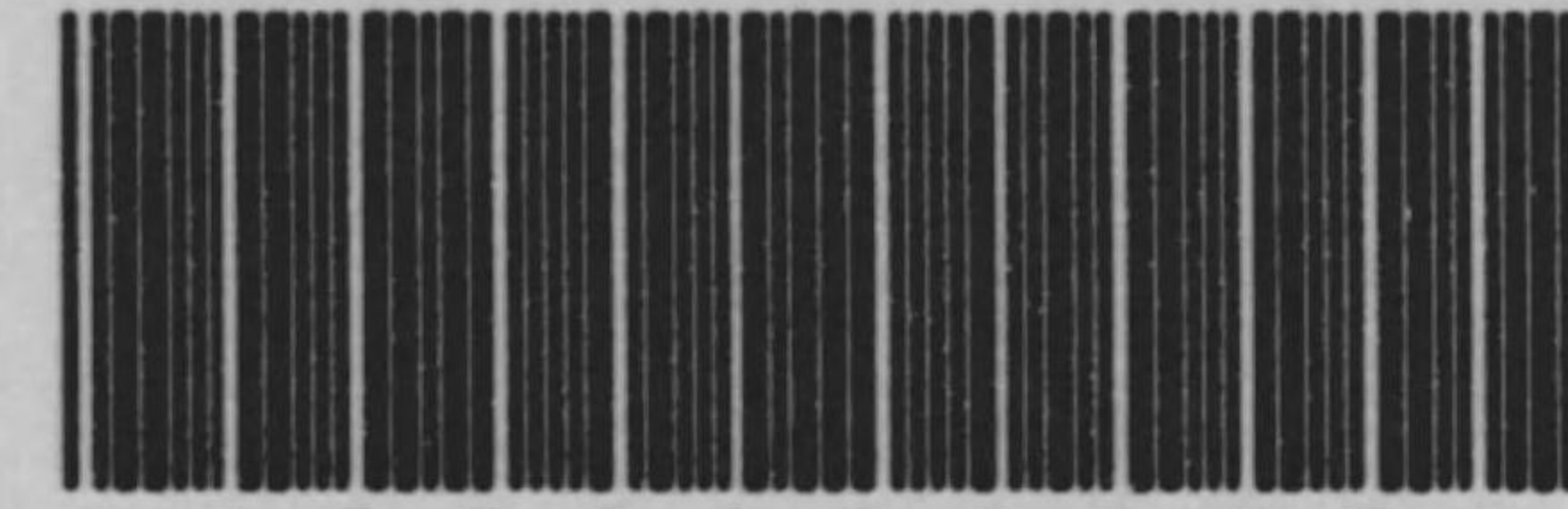
652

少年教護事業に就いて

大谷派宗務所社会課

大谷派本願寺

社 會 課 發 行



* 0039432000 *

0039432-000

特242-652

少年教護事業に就いて

真宗大谷派宗務所社会課

昭和10

AGI

特242
652



年
教
護
事
業
に
就
い
て



編者のことば

幾多の難關を経て漸く昭和九年十月十日を以て實施を見た少年教護法は、既に不良化する少年を教護し、進んでは不良化を未然に防止せんとするもので、感化法の改正法規であるが、法の精神、施設制度に至つては著しく進歩した明るく、廣く、深い眞の愛の法律となつた。

此法律出で、感化法に於て明瞭を欠いてゐた少年法との關係が明らかになつたのを始め、教護院が非常に進んだ教育機關の實質を具へるに至つたこと、教護委員、少年鑑別機關、一時保護所など新しい制度施設を採用すること等により、我國少年保護事業の上に劃期的進展を見るに至つたことは洵に慶ばしいことである。之に依り兎角特殊な仕事とせられて來た少年の教護が、全社會の關心と協力を得ることとなり、充分の成果を期待することが出来る。どうか本法の活用により、温かい同情と愛の手によつて、不遇の少國民を抱擁し輔導して、巷に不徳の子なからしめたいと切に念願するものである。

本法の教護委員には教家の依頼せられることも多いと思ふ、否依頼を受くると否とに拘らず、教家の奮起を願ふて門徒の家庭に、寺院所在の町村に不良兒の跡を絶つやう、希望し且つ期待する。

本書は我派出身の大阪府立修徳學院教諭川口信教氏の御執筆を得たるもの、記して同氏の勞に對し熱く感謝の意を表する。

緒言

曩に太政官達の舊法規が教護法となつて發布され、今は感化法が更衣して、新しく少年教護法の發布を見、私の奉職してゐる修徳館は、修徳學院と改稱された。

今回實施を見た少年教護法は、獨立法であつて、從來の如く一部特志者のみの手に委ねられる事業ではなくして、一般社會人の手を煩はさればならぬ機構になつてゐる。

特に少年教護委員には、宗教家が要望されてをり、一時保護所の如きは、寺院の利用が、最も妥當とされてゐる。

私は茲に本社會課の依頼を受けたのを幸ひ、斯業に力添を願ふ宗教家の手引として、第一篇には法規篇として、該法の略説をなし、第二篇には體驗篇として、少年教護院の生活と、不良化原因の探求と選善の實例二三を述べ、附録として、現在我が國に於ける少年教護院の一覽と關係法規を集めた。

將來少年教護事業に携はられる方々への、参考になれば望外の幸である。

昭和十年二月

川口信教

目次

(一) 法規篇

- 一、少年教護の精神……………一頁
 - 慈善心の發動……………少年教護法の沿革
- 二、教護すべき少年……………二頁
 - 十四歳未満の府縣……………十八歳未満の地方……………少年法との關係……………在籍年限……………不良行爲
- 三、少年教護院……………六頁
 - 院内收容の可否……………國立少年教護院……………道府縣立少年教護院……………認可少年教護院……………少年教護院の職員……………教護の本旨及教科……………入院手續……………退院と復院……………親權……………教護費
- 四、少年鑑別機關……………一六頁
 - 教護能率……………鑑別機關の構成員……………鑑別機關の機能

れて、それは教護すべきものなりと云ふ迄に、一般の常識は進んで來てゐる。

然し今日から三十五年前迄は、かくの如く賢答する人は少くて、刑務所關係、その他小數の人に限られてゐた。

明治十八年高瀬眞郷氏が東京感化院を創設し、後に刑務教誨から轉ぜられた留岡幸助氏が家庭學校を開かれた。これ等が感化法發布に先だつて行はれた代表的なものである。

明治三十三年大久保利武侯の監獄局長時代に、小河滋次郎博士、窪田靜太郎博士等の調査研究の後に出來上つたのが感化法であつた。その後この法律で感化教育が全国的に實施されたのである。

然るに時代の進歩と共に改正が叫ばれて茲に十數年を経たが、昭和六年秋、日本感化教育會關西支部なるものが出來、この支部に於て少年教護法の草案を作り、廣島縣選出代議士荒川五郎氏によつて、第六十四議會に提出され、一部の反對等ありしに拘らず、修正の上兩院を通過し昭和九年十月十日より實施となつたのである。

二十世紀は兒童の世紀だと云はれるのに、この法律では、専門家として理想的だと満足する能はざるものであるが、感化法よりは數等優つて居るもので、今後更に改正を加へ、文明國として、又は家族制度の日本として、立派な兒童の法律とすべきものであると思ふ。

二 教護すべき少年

十四歳未満とする府縣

少年教護法の對象は、その第一條に規定された如く、原則としては、十四歳未満の、不良行爲をなし、不良行爲をなす虞ある少年少女であつて、最低年限は別に規定はないが、常識上滿六歳即ち學齡期に入つた兒童と解釋して差支はない。但しこの十四歳未満の少年を對象とする地區は昭和九年現在では東京、大阪、京都、愛知、神奈川、三重、岐阜、兵庫の八府縣である。

十八歳未満とする地方

少年教護法の附則に於て少年法の保護處分の實施せられない地區に限り、第一條の年齢は之を十八歳未満とすとあつて、現在は前記の八府縣を除いた地方は少年法の保護處分實施まで、少年教護法により、十八歳迄を對象とするのである。

斯くの如く對象年齢の相異なる理由は、少年法の保護處分の施行を見ない地區の、十四歳以上、十八歳未満の不良化少年は、直に刑事處分を受けねばならぬからである。

茲に問題となる、この少年法の保護處分とは、凡そ何時頃迄かに就いて一私見を述べれば、全國に實施されるまでには、今後早くて十數年を経ること、思はれる。

それは經費その他の關係によるものであつて、大正十二年一月一日に、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫の五府縣に保護處分が實施されてから、漸く十一年を経た昭和八年に愛知、岐阜、三重に布かれた状態で、目下當局では福岡に實施すべく運動中と聞くが、果して何時頃實現されるか、吾人は要保護少年の爲めに一日も速かならんことを希望する者であるが、これにより少年教護法の十八歳未満を對象とする地區の取扱ひ方針確立のため一言附加した次第である。

少年法との關係

従來感化法と少年法との間にあつて判然しなかつた點が、少年教護法の實施によつて判然として來た。

即ち従來の感化法は、親權者又は後見人より出願のあつた場合は、十八歳迄を感化院に入れ、一方少年審判所は十四歳以下の者でも、假處分として一時保護をなしつゝあつたのであるが、今回は十四歳を境として、満十四歳以上は、少年法により、司法省系の少年審判所を経て矯正院又は保護團體に收容し、十四歳未満の者は少年教護法により、内務省系の行政處分として、少年教護院にて教育することとなり、其取扱上判然たる區別を見るに至つたのである。

在籍年限

但しこの年齢の規定は、所謂スタートの問題で、不良化兒童發見當時の年齢を意味する。教護處分の年齢範圍は満二十歳迄在籍出來るのである。

故に教護院には十七八歳の者もある譯で、假に十四歳で入院しても、二三年の教育期間を経た

り、又一度假退院しても、後に悪化したる場合復院する關係上、二十歳の者も時には教護すべきである。少年教護委員の觀察も亦同様である。

但滿二十歳迄に良化し、退院命令書を受けたる者は除籍される事になつてゐる。

不良行爲

十四歳未満の少年で不良行爲をなし、又は不良行爲をなす虞ある少年を教護するもので、現在不良行爲がないにしても、放置すれば不良行爲をなすと認めらる少年をも教護するもので廣範圍の少年を對象とする譯である。

そしてその不良行爲とは、大體左の如きものである。

盜竊、浮浪、拘捕、浪費、横領、亂暴、詐偽、怠惰、我儘、乞食、放火、活動狂、賭博、虚言、家出、性行爲等十餘種を數へることが出来るのである。

三 少年教護院

院内容容の可否

不良化兒童を一ヶ所に多數收容することは、統制上、教育上、經營上、取扱上、種々の便利もあるが、その反面に弊害もある。

その弊害の二三を述べると、

一、性格異常者中には團體生活が却つて悪結果を來す者があつる。

二、不良化程度の軽い者が重い者の悪感化を受ける懸念がある。

三、少年時の集團生活は彼等を家庭的情味の乏しい人間にする傾向がある。

四、教護院出身者は將來肩身が狭く、就職等に困難の場合がある。

故に最近、教護事業に就いて、歐米の情勢を見るに、漸次、分散式となり、そしてなるべく適當な家庭へ、少數づつ委託の方法を採用する傾向が明瞭になつて來た。我が國でも最近、家庭的に教護せらるゝ特志の人もあり、私立教護院等もなるべく小さくする傾向のあるのは、誠に喜ばしきことである。

若し茲に吾人の理想を云へば、全国の寺院者が教化の目的で寺院に一名宛の不良化児童を收容し、附近の小學校に通學させ、實科として寺内の清掃を課するとすれば、全国で約五萬人の不良化児童が救はれ、現在全國教護院の約二十倍の少年が更生することになる。然しこれは實行困難にしても、少しでも社會の識者がこの教護の心持で児童に接して貰つたならば不良化の防止となることは疑はない。

少年教護の終局の目的は少年教護院の廢院さるべき時代の到來に外ならぬ。この角度から觀て少年教護院の隆盛は悲しむべき現象であるが、然し過渡期の現在では、少年教護院は、不良化少年の救はれる唯一の道場であるから、吾人はその充實を希念せねばならないのである。

國立少年教護院

少年教護法第二條に「國は必要の場所に少年教護院を設置す」とあつて、現在は大正六年創立の埼玉縣北足立郡大門村の武藏野學院(定員九十名)のみであるが、漸次設立されることと思ふ。こゝは性狀特に不良にして、地方長官より入院の申請ありたるもの、及その他を入院せしむることになつてゐる。

道府縣立少年教護院

少年教護院は各道府縣で設けねばならない規定になつてゐるが、經費その他の關係で設けない所もある。現在四十二の道府縣立少年教護院があつて、その最大なるものは大阪府立修徳學院の定員二百四名で、最小なるものは定員拾貳名の宮城縣立修養學園である。

而して道府縣立少年教護院の設置なき所は本法施行後五ヶ年以内に必ず設置することになつてゐるが、現在迄は代用と稱へて私立の教護院に補助を與へて經營さしてゐた。この代用が今回認可制となり全國に十ヶ所ある。

而して今回少年教護法施行規則に於て、收容定員百名以下三十名以上を標準とし、その以外は内務大臣の認可を要することになつてゐる。

少年教護院は寄宿制が漸次減少し、家庭制が増加し、一家庭十名内外を平均として、教諭、保母の兩名之を擔任する制度が多い。

而して生徒一人宛一ヶ年の經費約三百圓乃至五百圓程度を費し、大定員数の院より、小定員数の所になるに随つて、一人宛の費用の嵩むのは止むを得ない現象である。

認可少年教護院

少年教護法第七條によるものであつて、財団法人立、私立、それに今後出現を豫想される市町村立の中で認可を受けたるものを云ふ。

認可教護院は、公立と同様の教護をなすべきもので、随つて公立と同様の保護と監督を受けるのである。即ち經常費の六分の一と創設擴張等の臨時費の二分の一の補助があり、土地建物の地方税を免ぜらる。而して少年教護法第二十二條の監督と、同法第二十三條の規定を守らねばならぬ。職員も亦公立と同様有資格者でなければならぬ。

左に認可少年教護院の認可申請書の記載事項を示せば、

- 一、名稱及所在地
- 二、教則、編制、休業日、その他教科に関する事項

三、設備の状況

四、職員に関する事項

五、經費及維持方法

六、設置者の履歴及資産状況

七、法人又は團體にありては定款、寄附行爲又は其の他の約款

等であつてその細目は、少年教護法施行規則第三條、第四條、第五條、及び少年教護法施行細則準則の第一條、第二條、第三條、第四條等参照するを要する。

感化院創立當時は、各地に宗團の有志達が設けられたるものも相當あつたが、その後年を経るに隨ひ、その多くは府縣立に移管されて、今に残るものは、基督教と佛教關係の四、五あるのみである。特に眞宗教徒の従事者の少いのは一種の淋しさを感ずる。

不良化少年の教育は宗教的に指導し、その魂の改造を期することこそ效果大なるものでありと信ずる。この意味に於て悪人正機を標榜せる眞宗教徒の有志達が、結束して各地に認可少

年教護院の設立を見たならば、社會の爲め教界の爲め誠に喜ばしいことと思ふ。

少年教護院の職員

道府縣立少年教護院職員令及び國立少年教護院官制を参照するを要するも、その概要は院長、教諭、院醫、保母、書記等ありて各その職務に隨ひ、院長、教諭、院醫は判任又は委任の待遇で、保母及書記は判任の待遇である。

唯、その勤務状況に於て一般と異なる點は、院長始め教諭書記が夫婦共稼で、その妻を保母として一家を受持ち父となり母となつてゐる院が多い。隨つて住込本位の食費公給制で、家族迄も共に住込んでゐる現状である。こゝまで徹底せねば教化は困難である。例へば收容生徒と別の食事をしてゐるは家庭の情味に乏しく、且つ同一の所に起居せねば家庭教育は出来ない監督が出来ない譯である。故に教護院の生徒は保母のことをお母さんと呼び、教諭は教室の教授をなす關係上、先生と呼んでゐる所が大多数である。

教護の本旨及び教科

少年教護院の教護は、監護養育を加へ、道徳教育及國民教育の基礎並に獨立自營に必要な知識技能を授け、その資質の改善向上を圖るを以て本旨とするのである。而して教科は小學校の教科用圖書を使用して、その時間數も小學校に準じて行ふべきものである。

唯、教科の上で小學校と異なる所は、家庭教育と實業教育に重きを置く點にある。

而して在院中所定の教科を履修し、性行改善したる者は、退院後に於て尋常小學校卒業の證書を受けることが出來て中等學校へも進むことが出來るのである。

入院手續

國立にありては内務大臣、道府縣立にては知事が入院命令權を有するが、その實際は、十四歳未満の不良化少年少女で親權又は後見を行ふ者なき場合は、學校長、市町村長、少年教護委員、警察署長を経て、本人を少年教護院、又は兒童鑑別機關に同行するのが最も徑路である。

又保護者ある場合は、本人の幼時よりの經歷をよく知る者が、戸籍謄本及印鑑持参の上、直接少年教護院又は少年鑑別機關に本人を同行すればよい。

然し少年教護院には定員があつて、申込者全部を直に收容出来ない場合もあり、且つ結核、疥癬、百日咳その他の傳染病の患者、強度の癲癇を持つてゐたり、智能指數五十以下の痴愚の者は入院至難である。現在、大都市を有する府縣の少年教護院には、申込者に對し、其約半数は入院困難の現状と見るべきであらう。

退院と復院

退院、假退院、復院も地方長官の権限であるが、その實際は少年教護院に於て普通二、三年から四、五年を経て教護の目的を達成したると認めたる時は、知事に退院の具申をして、保護者があれば保護者と相談の上で、保護者の許に歸すか、或は適當な家庭へ委託するかの方法をとり、保護者なき場合及保護者ありても本人の爲めに不適當と認めたる時は、適當な有志者の家庭へ委託することが假退院で、そして二、三年の社會生活後に、退院命令書を手交するのが通則とされてゐる。これは假退院期間に再び悪化したる場合は復院するの都合がよいからである。故にこの假退院者は、在院者と見做すのである。而して長期に亙りて行方不明となつた

時、及び滿二十歳以上になりたる時は自然に退院と見做されるのである。

親 權

少年教護院長は、在院者に對して親權を行ふ。但し、親權者及び後見人ある者の財産管理に就いては、この限りにあらずとされてゐる。即ち教育上、その在院者に對して親權がある譯である。これが普通の學校と異なる點である。

教 護 費

不良化兒童の在院、委託、及一時保護に要したる費用の全部又は一部を扶養義務者ある場合は徴收することが出来る。

その金額は各府縣によりて異なるが大體一ヶ月拾圓より壹圓位までの間に等級を別ち、全額、二分ノ一、三分ノ一、四分ノ一、或は一等、二等、三等等區別して納入することになつてゐるが、貧困者や扶養義務者不明の爲め、免除の者が何れの教護院も七八割を占めてゐる状態である。これは主としてその教護院の食費及醫療費に當てる意味で徴收するので、學校の授料とその

性質を異にしてゐる。

四 少年鑑別機関

教護能率

「少年教護院内に少年鑑別機関を設けることを得」と規定されてゐるので、必ず設ける必要もないが、然し少年教護の完成を期する爲めには、是非無くてはならぬ重要な機関である。

現在の如く経験を主として常識的に、その少年を調査して教育するのと、精巧な機械によつて科學的に検査するのとは、同日の談ではない。

實際少年を教護するに當つて、つく／＼とこの鑑別の必要を痛感せらるゝのである。それは現在經費の關係もあるが、不良化少年を、精神低格者、精神薄弱者等、皆同一に收容し、同一に教育を施す所に無理があるのである。職員が取扱上困るのは、それ等の中に一、二の極端な性質の異常者や、痴愚の子供の爲に、大部分の精力を減ぜられ、他の大多數の者に迄、力を

延ばす餘地を少くされる點にある。

もしこれを分類收容すれば、どれだけ効果的か知れないのである。

鑑別機関の構成員

鑑別機関に就いて別に細則はないが、吾人の理想を述べれば、醫師、心理學者、教育家及調査研究に興味を有する人等で組織し、

一、醫師は

遺傳關係、特に梅毒反應検査、血液型、既往症、身體検査等の醫學的診斷をなし、畸形、不具、夜尿癖の有無を研究し、

二、心理學者は

精神検査、性能検査等科學的に検査すべきである。そして特癖の有無、喧嘩、短氣等に注意すべきである。

三、教育家は

知能検査、學力検査、教育、成績、操行等の調査をなし努めて長所の發見に努むること。

四、調査員は

本籍、住所、生年月日、出生地、性別、出生別、両親、兄弟、家族の模様、宗教及信仰状態、資産、生活程度等をなるべく委細に互りて参考とすべきことを調査し、本人の經歷、身心の發達程度、胎生時親の心境等の記入を特に注意すべきである。

鑑別機關の機能

以上の調査の後に綜合判断をなして

- 一、現在のまゝ家庭教育、學校教育を繼續し特に本人の行動に注意を拂ひ教護委員の觀察に付するか。
- 二、學校で補助學級、又は特別學級に入れるか。
- 三、低能の場合通學を中止せしめて作業教育本位に指導するか。
- 四、少年教護院に入れるか。

- 五、白痴學校に入れるか。
 - 六、精神病院に入れるか。
 - 七、遺傳病治療に病院に入れるか。
- その他適當なる處置を指示すべきである。

五 少年教護委員

制 度

少年教護法の實施と同時に出來た制度であつて、方面委員、宗教家、教育家、社會事業家(必要に應じて婦人)その他眞に斯業に理解ある適任者の中から、選任されるのである。その制度を左に述べれば、

- (一) 少年教護委員は地方長官之を選任し又は解任する。
- (二) 少年教護委員は名譽職である。

- (三) 其の任期は四年で、特別の事由あるときは任期中と雖も之を解任することが出来る。
- (四) 少年教護委員は市町村の區域に依つてその職務を行ふものである。(大體通學區域の標準による)

(五) 少年教護委員の定数は、人口、要保護児童數及地域の廣狹等に應じて適宜之を定め、必要と認める市町村に之を置き、事情により、その附近の町村を兼て其の職務を行ふので別に定員はない。

以上の如き制度であつて、役場、學校、警察、方面委員及少年保護事業關係者との連絡を緊密にして、事業の成果を收める様に努力すべきである。

凡そ法の運用は人にあるは論をまたざることであるから、それに適任者を得るか、否かによつて、その効果の上に差異の生ずる事を意識しなくてはならない。

早期發見

少年教護委員の第一使命は、不良化少年の早期發見にある。

即ち少年の性行不良の程度深化するに従ひ、教護は益々困難なるを以て、成るべくその早期に於て發見し、之が保護に努むることが教護委員の第一使命であらねばならぬ。

統計によれば、早い者は五、六歳より悪癖發生し、漸次増加し、九、十歳頃が最も悪癖發生の多い時であるに拘らず、教護に着手するのが、早くて八歳頃から始まり、十三四歳になる者が多い。これによると、悪癖發生から教護に着手する迄二三年を経て居り、最も極端なものになると、七八年も経てゐる。これでは病既に膏肓に入つてゐるので、教化至難と云はねばならぬ。故に教護委員は常にその責任區域内の児童に接して、「毒草は二葉より刈りとれ」の實行者となつて頂きたい。そしてもし少しでも不良化の傾向あるものは、早速教護の手を延ばして、保護者と相談するなり、少年鑑別機關、或は少年教護院に連行するなり其の他適當なる處置を講ぜられるもので、この場合保護者に於ても、家庭の名譽等考へて、その教護の手を拒絶する時は「三つ子の魂 百まで」で遂にとりかへしのつかぬことになる場合がある。

例へ少年教護委員ならずとも、宗教家として檀信徒の家に讀經等して巡回する時、こうした

方面に注意を拂つてこそ、眞俗二諦の教旨にもかなひ、立派な社會の指導者たり得るものである。

具申書及その手續

少年教護委員は、市町村長、學校長、警察署長と同様に、親權又は後見を行ふ者なき不良少年を發見したる場合は、之を地方長官に具申して適當の處置を講ぜねばならぬ。

この場合左の調査を必要とする。

- 1、少年の住所(不定の場合多し)
- 2、氏名
- 3、年齢
- 4、履歴(學校選舉有無、奉公有無等)
- 5、性行に關する事項を記載(即ち不良行爲の實際を書く)
- 6、戸籍謄本を添附

然しこうした放浪少年は、虚言多く、自己の本籍地を知る者少く、又年齢、氏名さへ確實に知らぬ極端な者が實際に居るのである。時には無籍者も發見されることもある。故に戸籍謄本の入手は困難であつて、朝鮮生れの少年には殊更この感を強くするのである。故に少年教護委員はこうした方面の調査事務に通達しなければならぬ。

■ 察

少年教護委員の仕事の中に觀察と云ふことがある。この觀察は二種に分類出来る。

(一) 不良化少年を、その家庭、及その所在のまゝにして指導觀察する。即ち教護院に入院させないで教育するものである。

(二) 少年教護院の假退院者の觀察を命ぜられる場合である。

この兩者何れも地方長官の命であるから毎月一回その觀察に付せられたる少年の狀況報告書を地方長官に提出すべきである。但し少年が死亡し、又は行方不明の場合その他少年の身邊に著しき變化ありたる時は、直に報告すべきものである。

假退院中の少年に關しては、地方長官と、少年教護院長の二ヶ所へ報告せねばならぬ。その觀察に附する場合の手續方法は、施行規則に規定されてある。但し茲に注意すべきは、その觀察に當りては刑事が調べに行くが如き態度は禁物であつて、時には少年が教護院出身者なることを隠して奉公するあり、又主人だけ知りて、他の僚友及附近の人の知らざる場合もある。この際は唯外部より本人の働く様子を陰ながら見て行くと云ふ態度であつてほしい。調査に行つたのが却つて不幸の原因を造ることがある。この意味に於て教護院の職員がその教へ子の委託先へ手紙すらもやれぬ場合があることを知つて貰ひたい。

觀察はどこまでも消極的な調査でなく積極的な誘掖であつて、本人を慰め且つ激勵する精神を忘れてはならぬ。

特 選

少年教護委員は名譽職である。そして別に俸給の制度はない。社會連帯責任の觀念から、全く奉仕の精神で、不良化少年の幸福の爲めに努力すべきものである。

但し少年の教護事務遂行の爲めに要するもの限り、最少限度の實費の辨償は道府縣の負擔として支出されることになつてゐるが、即ち電車賃、汽車賃、辨當代位のものと同心得てよい。

不良化防止と兩親再教育

少年教護委員の窮極の使命は不良化防止と兩親の再教育であると思ふ。

不良化の原因が、その大部分は、兩親の責任であり、且つ惡質遺傳である。故に優生學に立脚して兩親の再教育を行ふことは、不良化の防止になるのである。例へば多人數兄弟の長兄が不良化した場合、直にその兩親の教育に着手したならば、弟妹の不良化が未然に防止されるのである。少年教護院には兄弟の入院したる者多く極端なのは四人兄弟の全部が次から次へと少年教護院の門をくゞつた例もある。

退院したる後の生徒に對しての教育も亦必要で、吾人の懼れることは、こゝした惡素質者が更に惡質を有する子女を残すことにある。然も惡種は良種を驅逐する生物界の規定を知るに及んで尙一層この感を深くする。

少年教護委員、又は宗教家は、この両親の再教育に、最も適任者と云はねばならぬ。

少年教護委員と寺院住職の責

少年教護委員には比較的自由的な立場にあり、且つ暇のある寺院住職が自ら進んで選任を希望せらるゝことは誠に喜ばしいことである。

眞俗二諦と悪人正機の本願を信じ、衆生済度の大理想に燃える眞宗僧侶は、少年教護委員に選任されると否とに拘らず、その自分の寺の檀信徒、又はその居住せらるゝ町村の不良化少年の爲めに、盡さるゝは誠に美しい現象であり、且つ社會奉仕の一端でもある。

少年教護事業の聖業に協力せらるゝには誠にこの少年教護委員はよい機關であると思ふ。特に少年と宗教、明日の宗團の更生を考へるとき、この奉仕こそ必ず意義あるものと云はねばならぬ。私は少年教護院に職を奉ずる者の立場から寺院住職は此際各府縣にある少年教護院を參觀せられたなら、一層この感を深くせらるゝを信じて疑はぬものである。

六一 一時保護

一時保護所の出現

不良化少年が発見されても、その處分決定までには相當の日時を要することと思ふ。何となれば発見後直に少年教護院に入れるにしても、定員が満員の場合は、直に入院不可能であり、且つ鑑別機關に於て鑑別する期間も見ねばならぬ。それに適當な家庭へ委託するにしても、そんなに都合よく適當な家庭が見付かるものでもない。之に加ふるに少年教護院は度々往復するに不便な土地にある所多く、警察の留置期間は、五日を越えてはならぬことになつてゐるし、その留置には大人と區別せねばならぬことになつてゐる。故に私は實際家の立場からして少年教護院内に一ヶ所の一時保護所と、その他都市及其附近に數ヶ所、各郡に一ヶ所宛位に一時保護所の設立を希望するものである。

一時保護所の條件

一時保護所は、少年教護院でないから、別に細則もなく認可も必要とせぬ。要は一時保護を命ずる當局の地方長官、警察署長、市町村長をして一時保護の爲め適當なりと認識せしむる條件があればよいと思ふ。法文には、一時保護は適當なる家庭へ委託してもよいことになつてゐる。

もし寺院を利用して一時保護所を開設する場合を顧慮し、私案として其必須條件の二三を擧げてみれば、

- 1、住職の熱心と、寺族の理解が必要なること。
- 2、少年を逃走させない様保護すること。
- 3、少年の寢食はなるべく家庭的にすること。
- 4、金品の整理、保管に注意し、少年をして再び過失を犯さしめる機會を與へぬこと。
- 5、兒童の讀物を選択してなるべく豊富に備へ付けること。
- 6、境内に二三の運動具を備へ付けること。

- 7、特に職員を雇はない以上は十人以上の受託をせないこと。
- 8、一時的とは云へ、二三ヶ月乃至は二、三年は保護する覺悟が必要であるから、その間、附近の小學校と聯絡し通學せしむるか、又は學習の指導を忘れぬ様にし、その間に少年の性行を知つて、次に送る教護院への資料を提供され、ば、理想的なるものと思ふ。

經費

一時保護の爲めに要する費用は、道府縣の負擔であつて、その金額は大體左の標準に據るであらう。

- 一、六大都市及び之と事情を同じくする近接町村、一人一日、三十五錢
- 二、其の他の都市及び之と事情を同じくする町村、一人一日、三十錢
- 三、其の他の町村一人一日、二十五錢

之は食費に充當するものと解してよい。確定的なこと及其その手続きは各道府縣令を参照せねばならぬ。

寺院の利用とその精神

一時保護所の爲め別に建物を設け、職員を任命することは、經費その他の關係上、主要都市でない限り、今のところ實現は不可能である。

茲に於て平素比較的廣い敷地と建物とを有する寺院を利用すれば、其の社會的進出ともなり延いては宗團の更生の一助ともなるであらう。

適者生存の原理で動く社會では、寺院も亦社會になくなくてはならぬ存在ではあるが、更にこうした社會事業施設は、現在は勿論明日の社會には一層缺くべからざるものである。

鐵眼が一切經を出版するに際し、喜捨を受けたるこの金を、一切經の爲めに盡すも、飢たる人々の爲めに盡すも歸する所は一つにして二にあらず、との心境を思ふ時、吾人は佛教復興の聲に満足することなく、明日の宗團の有意義なる轉向を希念する寺院住職の奮起すべき秋であると思ふ。

(二) 體 驗 篇

1 少年の不良化に就いて

少年を教護するに當り、その少年の不良化の原因について検討して置く必要があるので要約して一言する。

少年不良化の原因は、實に大問題であつて、簡單には述べられないが、その骨子は大別して二種にすることが出来る。

●●●●● 先天的原因

素人はよくこの先天的原因を見逃す傾向がある。然るに經驗を積むに随つてこの不良化に先天的原因が重大なる關係あることを痛感するのである。先天的原因とは即ち不良遺傳であつて、その一例を見ると、

1、精神病の遺傳によるもの

- 2、犯罪の遺傳によるもの
 - 3、大酒によつてその子孫に影響せるもの
 - 4、梅毒による悪質遺傳によるもの
 - 5、胎生時不良感動によるもの
 - 6、出産時の傷害及び早産によるもの
- 等多く数へることが出来る。實際に就いて見るに、不良化少年で、両親の揃つてゐる子供は無保護者よりも難化児童であり、都市の不良化少年よりも、農村の不良化少年が難化であるのは、雄辯に悪素因者なることを物語つてゐる。即ち之等両親あるもの、農村に育つたものは環境に於て恵まれて居ながら悪化する所以のものは、即ち悪素因によるものであつて、悪素因者即ち難化なるは當然の結論である。
- そこで私は常に「育ちより氏」を提唱して止まない者である。

後天的原因

今日の社會状態、特に都市に於ける少年の環境の好ましいものでないことは識者の深く感ずる所であるが、今、後天的原因と認めらるゝ者の二三を示すと、

- 1、身體的障壁によるもの。即ち幼時腦障害等の大患により身體的の缺陷によるもの十餘種を數へることが出来る。
- 2、家庭的原因。父母との生別死別、監督不行届、小使錢の過不足等調査すれば三十餘種を數へることが出来るのであつて、後天的原因の大部分を占むるものである。
- 3、學校制度の缺陷によるもの等五六種。
- 4、社會的原因。即ち悪友、活動寫眞、不良雇主、買喰、貧困等二十數種を數へることが出来る。

茲に注意を要するは、貧困、下層階級のみならず、名門、資産家、その他社會の上流階級からも不良児の出る事實である。これも遺傳と環境によるものである。所謂家柄の子孫はその祖先に偉人、英雄等勝れた人格者を持つものであつて、この勝れた人格者は即ち凡人ではない。

多くは精神の異状者と云はねばならぬ。この異状精神に所謂、色を好んだり、大酒したりしたことが悪影響して、悪質連傳となり、不良児を生む結果となるのである。
又環境の方面よりしても、父母共社会的にのみ活動し、社交にのみ心を動かされて、家庭子女の教育を省ることがなかつたならば、こゝに不良児の出現となることがある。

2 少年教護院の二十四時間

■ 眠 中

職務の都合上、保母である妻は早く寝て午前一時頃から漸く浅い眠りになる頃に、余は就寝する。そして完全に二十四時間、彼等少年を教護することにしてゐる。寝てゐても少し音がするとすぐ職業意識が働いて、浅い眠りから目覚め、彼等を逃走の危険より救ひ、且つ夜尿の失敗のない様、何回も起きるのである。別に男職員である私は十日目毎に宿直ありて、院内全體の責任に任ずるのである。

■ 起 床

妻は五時半頃から起きて、炊事當番の生徒と共に、朝食の用意をなし、起床の鐘と共に冷水摩擦の勵行、衣具の始末、掃除等、保母の職務に、八歳に六歳の二男児の母として女中を指揮し何かと騒々しい。

■ 朝 會

家庭に於ける朝會は、ラヂオ體操に次いで、祖先の靈を祭る佛壇の前に生徒十三名、職員の子と、妻が着座し、勅語、誓詞、御製等を奉唱して心を清め、公立なるが故に特定の宗教儀式を行ふことを許されてゐないが、私の居室にある佛壇に私が参ることは勿論自由である。

■ 朝 食

朝會が終ればすぐ朝食である。味噌汁に四分六の麥飯で、生徒職員及びその家族迄全員が家庭の食堂に集つて頂くのである。朝食後、お膳當番、炊事當番、茶碗洗ひ、食堂の清掃等生徒は分擔により、臺所は戦場の如くであつて、早く始末して登校の準備をする。



教護院の全職員が、全生徒と共に、午前八時講堂に参集し、御眞影奉拜、静座の後、訓話十分、この訓話は教諭交替の受持であつて、参集の全員に徹底する様、その材料の選定方法に苦心を要する。訓話後、各係より一同に注意報告等して院教育の統制をなす、この講堂こそ院教育の根本道場である。

學科

午前は普通、小學校に準じて國定教科書により教育する。尋一から高等科までであるが、年齢が一定してない上に、入院時期が個々であるといふ状態で、全く三十餘名の男女生徒を個別的に指導せねばならぬ。放課時間は逃走に注意し、正午に教室掃除等を見て家庭に歸るのである。

炊事

教護院では院長始め教諭は皆妻を保婦の職務に就かす者が多い。妻は一家の主婦として食事のこと、衣類のこと、洗濯のこと等、家政婦の如き仕事の上に教諭と共に判任官待遇として生

徒の教護に當らねばならぬ。この保婦の準備してくれた中食を終へて午後の行事に入る。

實業教育

午後一時から四時迄は、教諭は農園に出て生徒と共に働くのを原則としてゐる。寒くても暑くても雨さへ降らねば野菜果樹の手入に多忙で米を除いて自給自足が理想である。然し百姓の仕事は際限のないものだ。これでよいと云ふことがない。普通のサラリーマンと異なる所だと思ふ。

午後四時、生徒と共に歸庭し、責任區域の掃除をなすのである。

食物

午後五時半夕食、麥飯は毎回だが、薪炭費を除いて一人一日二十一錢で夕食は相當に御馳走が出来る。献立は家庭毎に保婦が腕に力を入れてやる。食ふことは人間の本能だ。特に子供は想像以上だ。職員も公給で同一のものを食するのである。

自由時間

夕食後、予を始として入浴する(隔日に)。その間七時の自習時間迄が自由時間である。ラヂオを聞くもの、運動するもの、遊ぶもの、讀書するもの等で、間食も午後は作業の關係で、大抵この時間に與へることにしてゐる。予の家庭には十歳から十九歳迄の男兒十三名が居る。予も亦この時間はその監督がてら遊ぶのである。

夕の會

七時から一時間自習時間で、生徒は豫習復習をなし予は指導の任に當る。

八時から三十分が夕の會で一日の行爲を反省し、訓話をしたり、修養訓を教へたりする。教護院では、この家庭教育に七〇%の重きを置いてゐる。

八時半に消燈の鐘、家庭の責任者として、火の始末、戸締等を注意する。これ等一日の行事は總て鐘の音により行ふ。軍隊的である。

消燈後

保母たる妻はすぐ寝るが、予はこれから十二時迄が自分の時間だ。雑誌、新聞を見、事務雜

務の整理、研究、日誌、教室の残務から、公簿の手入等の夜業をなす。實に雜務が多い。それは生活全般の事務を分擔し、それに作業、教育と三重四重の事柄がある。職員は全く心身共、千手觀音であらねばならぬ。

多忙な二十四時

妻と共稼で而も家族迄連れ込んでの勤めだ。日曜も正月もない。然し餘りにも緊張した二十四時間であると思ふ。その上職員お互の往來も、娛樂も教育上支障を生ずるからあまり出来ない。それに教護院の院内も一つの有機的な社會であれば、生徒以外の問題にも相當頭を使はねばならぬ。

時には生徒の搜索に出る。するとこの一日のプログラムは覆へされて非常服務となる。自轉車を飛ばし又は市内の盛り場で徹夜することもある。然し予は之を天職と思ひ菩薩の修行のこと思つて身體の丈夫なのを幸ひこの二十四時間をこゝに四千回近く繰返して來た。

3 放浪児が會社員となるまで

秋風が吹いてゐた或る晩、汚い厚司を身に纏ひ、帯もせず前をかき合せつゝ、或る署から私のもとへ保護された十二歳の少年があつた。一見して賢そうに見えたが、その夜から寢小便をするのには困つた。私は永い間のルンペン生活の習慣と榮養の不良から身體的、生理的の原因によるのだと思つて、努めて身心の健全に努めてゐた。

○
入院後一ヶ月を経たある夜、寢小便癖の彼を起すべく、彼の寢室に行つて見ると、彼の姿はなくて、蒲團には世界地圖の様な跡が生々しく残り、寢衣は濡れてぬぎ捨て、あつて、平常衣がない。無断外出をしたと直覺して、早速自轉車によつて搜索したが、夜分のことであり見當らなかつた。

數日後、市の盛り場で發見して連れ歸つたが入院當時と同様な穢い姿に變り果てゝゐた。

彼の定宿は某橋の下で、橋上は市隨一の繁華街で自動車の斷え間ないのに、板一枚下は、彼等一味五六名の塙で、潮の満つる時は膝迄没する所であるが、丸太を利用して床迄水につからぬ様になつてゐる。古畳を壁代りとし、毛布をかぶり、某食堂の残飯を生活の糧として、生きてゐたのである。

○
彼は僞名してゐたが、入院後五六ヶ月目に自ら語つた一語にヒントを得て、始めて戸籍を手することを得た。

それにより調査をする中に彼の身分の全貌が明かになつた。彼の父は東都に生れ、各地に流浪して關西に來り、藝術家としては相當の腕を持つてゐたが、品行悪く、且つ大酒家であつた。随つて妻子を養ふことも出来なかつた。そこで母は某會社の女事務員として、家計を助けてゐたが、神経質で、勝ち氣で、幾分ヒステリーのな所謂異常性格の持ち主であつたらしいが、この母が彼の三歳のとき、この夫と彼を残して行方不明と

なつた。

こゝで彼は不幸な運命の第一歩を踏むことゝなつたのである。

その後第二の母が迎へられたが、生活は依然として苦かつた。その中に異腹弟も出来たが、彼は負け嫌ひで、我が儘であつたので、自然繼母や弟とも仲よく暮せなかつた。

こうしてとにかく十歳頃迄は育つたが、運命の悪戯は更に轉じて、父はその頃から胸の病が漸く昂じて、某療養所へ入る身となつた。そこで家庭は益々貧困のどん底に落ちた。

これと前後して彼の悪癖が芽生て來たのである。先づ初めは自己の家の貧しい財布の錢を胡魔化して、買喰や、活動寫眞等に消費し、次いで神社佛閣の賽錢を窃取し、次第に他人の家迄も荒す様になつた。

この時父は歸らぬ旅へと立つた。繼母は不良な彼を捨て、行方不明となつた。

○

そこで彼は全くの無保護者の形となつて市内を彷徨して遂にルンペンの群に入り、悪癖益々

昂じて何回も警察署の世話になり、遂に保護される身となつたのである。

彼は元より賢い子供であつた。入院當時は尋常の教育程度の彼も、在院四ヶ年の教育により夜尿症も治り、我儘も矯り、勝氣な性質が勉強の方へ向いて、或る課目の如きは天才的の閃きがあつた。そして高等小學を優等で終へた。

○

そこで彼を某法曹家の家庭に依頼して書生として勉強することになつた。そして夜は某中等學校へ通ふことゝなつた。こうして眞面目に努力すること七年の後立派に某私立専門學校を卒業することが出来た。今日では某會社に奉職して社會の一員として活動してゐる。最近實母の住所をさがし出して交際してゐることである。

4 恵まれぬ一少年の更生

山村彦一君(假名)は農村に生れ、小作農の二男として育つた。父は精神薄弱であつたが、所

謂馬鹿正直で眞面目に働く方であつた。母はこの夫を助けて行くべき責任ある身でありながら賭博に興味を持つた結果、遂に多くの借財を残して情夫と共に行方不明となつた。この爲めに彦一の一家は忽ち悲惨な運命の虜となつたのである。

その時九歳の長男を頭に、七歳の彦一と、幼い弟妹の四人を擁した父は、氣も顛倒せんばかりの精神上の大打撃を受けた。その上妻の残した債務が父を益々悩ました。悩みに悩んだ父は酒の力を借らねば生きて居られなくなつたのも無理はない。

元來父は祖父の素質を受けてか大酒家であつた。でも強い父なら七轉八起の考へも起らうに氣の弱い父では自然と自暴自棄とならざるを得なくなつた。かくて父は酒を呑んで酩酊の上、遂に自宅に放火するに至つた。

そこで父は刑を受けて服役する身となつた。この事件は彦一の八歳の時であつた。

※

父母に別れねばならぬ彦一等四人の不幸な兄弟は、隣村の叔父の家へ引きとられた。然し叔

父の家も貧乏であつた上に、彦一等の従兄が二人ゐた。その中彦一の末弟が死去した。兄と彦一は小學校へ通學した。

彦一は父の低能と弱氣の性質と短氣の氣性即ち犯罪型の精神の遺傳を受け、母の怠惰と賭博心を受けついでゐた。そして盜癖盛んであつて盜食亦常習となり、登校してはしきりに學友の金品を盗んだので、普通小學校では、教育困難であつたので、十一歳のとき、叔父の出願によつて、特殊教育機關たる少年教護院に入るこゝになつた。

※

彦一の智能は八十三であつた。そして血液検査の結果B型であり且つ遺傳毒を持つてゐた。在院中に驅療法を施した結果、微毒はなくなつた。そして規律正しい生活を営み、學科に興味を興へ、朝夕は個人訓練として彦一に適當な掃除區域を定めて、責任觀念を養成し、午後の實業時間には農場に出て身體の流汗鍛練と團體競争によつて作業の能率を擧げること努力せしめた。殊に除草、田耕の如き明瞭に自己の努力の結果の表るゝものによりて、次第に怠惰心

を除き、掃除の勵行をなさしめて清潔心の涵養に努め、炊事當番や、風呂當番によつて、人に使はれる心理の修養に努め、肌着の洗濯等によつて自己のことは自分で解決するの習慣を養ひ、讀書、童話等により趣味的の感情を養ひ、水泳運動も興味を持つて當り、ランニングの選手となり、身體亦非常な發育を見て強健な身體の所有者となり、健全な精神の持主となつた。

※

かくて在院滿三年八月の後、彦一が十五歳の春に、高等小學一年の學力を持つて、刑餘の父の元へ歸るより、彦一に適當なる職業として選んだ某鐵工所へ奉公に出た。

この頃より彦一は父の所謂馬鹿正直な精神を受けて、所謂馬車馬的に一心に努力した。そして體力も次第に増し次第に一人前の職工となり主人の信用も厚く、その上衣は獨學で勉強し、遂に電氣による熔接の試験に合格した。

又別に附近の青年訓練所に通つてゐたが適齡の時、徴兵検査に合格し、某特科隊に入營した。そして成績良好で上等兵となつて退營し、今日では妻も貰つて、可愛い子供も出來平和な家庭を營みつゝ、その鐵工所へ通つてゐる。

(三) 附 錄

少年教護院一覽

昭和九年十二月現在

道府縣	少年教護院名	經營の主體	收容定員	制 度	所 在 地
東京	誠明學園	府立	四〇名	家族會 寄宿會	東京府西多摩郡福生村
同	東京市養育院	市立	一三〇名	寄宿會	東京府北多摩郡武藏野町吉祥寺
同	井ノ頭學校	財團	四〇名	家族會	東京市豊島區西巢鴨二丁目二、六一七
同	家庭學校	財團	四〇名	家族會 寄宿會	東京市葛飾區小菅町
同	小菅家庭學園	財團	四〇名	家族會 寄宿會	埼玉縣北足立郡大門村
埼玉	武藏野學院	國立	九〇名	家族會 寄宿會	埼玉縣北足立郡上尾町大字上尾宿
同	埼玉學園	縣立	五〇名	家族會	千葉縣千葉郡生濱村北生實
千葉	生實學校	縣立	四八名	寄宿會	千葉縣印旛郡成田町成田山境内
同	成田學園	私立	三〇名	家族會 寄宿會	茨城縣東茨城郡河和田村河和田
茨城	蕭風院	縣立	二七名	家族會	栃木縣那須郡野崎村字澤
栃木	那須學園	縣立	三〇名	家族會	前橋市天川町二六一
群馬	那須學園	縣立	三三名	寄宿會	

神奈川	同	福島	宮城	岩手	青森	秋田	山形	新潟	長野	同	富山	石川	福井	山梨
青	橫濱	蕪	修	杜	青	千	養	新	波	海	樹	青	金	豐
院	家庭學園	南	養學園	陵學園	森學園	秋學園	德	瀨學園	田學園	津學舍	德學園	成	橋學校	山至誠學園
縣立	財團認可	縣立	縣立	縣立	縣立	縣立	縣立	縣立	縣立	私立	縣立	縣立	縣立	認可
一二〇名	六〇名	三〇名	一二名	二五名	一五名	二六名	二〇名	四三名	七〇名	一二名	二五名	三五名	三五名	一二名
家族舍	寄宿舍	寄宿舍	家族舍	家族舍	家族舍	家族舍	家族舍	家族舍	家族舍	家族舍	家族舍	家族舍	家族舍	家族舍

神奈川縣中郡國府村生澤
 橫濱市保土ヶ谷區峰岡町三一二
 四
 福島縣相馬郡中村町中野
 仙臺市長町字越路
 盛岡市三ッ割第八地割
 青森縣東津輕郡新城村
 秋田市牛島町字中見
 山形市三日町二〇
 新潟縣西蒲原郡內野町
 長野縣東築摩郡波田村
 長野縣埴科郡西條村
 富山縣上新川郡濱黑崎村日影
 石川縣河北郡小坂村字山上
 福井縣足羽郡麻生津村
 山梨縣東山梨郡鹽山町

靜岡	愛知	同	同	岐阜	三重	同	滋賀	京都	奈良	和歌山	大阪	同	兵庫	岡山
愛知	中央	中央	中央	靜	豐	國	三	洪	自	仙	修	武	農	成
學	學	學	學	女	富	兒	重	陽	強	溪	德	田	工	德
院	院	院	院	校	學	學	昭	學	學	學	學	學	學	學
縣立	私立	私立	私立	私立	認可	縣立	財團	府立	縣立	縣立	府立	財團	縣立	縣立

三〇名	九〇名	二五名	二五名	三〇名	三五名	二〇名	二〇名	四八名	二五名	二五名	二〇四名	一〇名	一一〇名	五〇名
寄宿舍	家族舍	家族舍	家族舍	女子	女子	家族舍	家族舍	家族舍	寄宿舍	寄宿舍	家族舍	家族舍	家族舍	家族舍

靜岡縣濱名郡積志村有玉
 名古屋市東區田代町鹿子殿
 愛知縣知多郡大高町北關山
 愛知縣知多郡大高町夜寒
 岐阜縣揖斐郡豐木村樓大門
 三重縣河養郡栗真村字町屋
 三重縣度會郡田丸町
 滋賀縣滋賀郡下阪本村
 京都府船井郡岡部町
 奈良縣山邊郡都介野村
 和歌山市鹽屋字南坪
 大阪府中河內郡壘下村高井田
 大阪府中河內郡壘下村高井田
 兵庫縣明石郡魚住村清水
 岡山市鹽井一八〇〇

關係法規

少年教護法 (昭和八年五月五日法律第五十五號)

- 第一條 本法ニ於テ少年ト稱スルハ十四歳ニ滿タザル者ニシテ不良行爲ヲ爲シ又ハ不良行爲ヲ爲ス虞アル者ヲ謂フ
- 第二條 北海道及府縣ハ少年教護院ヲ設置スベシ
前項少年教護院ノ數及收容定員ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三條 國ハ必要ノ場所ニ少年教護院ヲ設置ス
國立教護院ニハ教護事務ニ從事スル職員養成所ヲ附設スルコトヲ得
- 第三條 少年教護院ニ於ケル教護ノ本旨、教科設備及職員ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第四條 少年教護院內ニ少年鑑別機關ヲ設クルコトヲ得
- 第五條 道府縣ノ設置スル少年教護院及少年鑑別機關ハ地方長官、國立少年教護院ハ內務大臣之ヲ管

理ス

- 第六條 道府縣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ少年教護ノ爲少年教護委員ヲ置クベシ
- 第七條 國道府縣ニ非ザル者本法ニ依ル教護ヲ目的トスル少年教護院ヲ設置セントスルトキハ內務大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 第八條 地方長官ハ左記各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ之ヲ少年教護院ニ入院セシムベシ
- 一 少年ニシテ親權又ハ後見ヲ行フモノナキ者
- 二 少年ニシテ親權者又ハ後見人ヨリ入院ノ出願アリタル者
- 三 少年審判所ヨリ送致セラレタル者
- 四 裁判所ノ許可ヲ得テ懲戒場ニ入ルベキ者
- 地方長官ハ前項第一號及第二號ニ該當スル者ニ對シ前項ノ處分ヲ爲スノ外之ヲ少年教護委員ノ觀察ニ付スルコトヲ得
- 第九條 內務大臣ハ前條第一項第一號又ハ第二號ニ

掲グル者左記各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ國立教護院ニ入院セシムルコトヲ得

- 一 性狀特ニ不良ニシテ地方長官ヨリ入院ノ申請アリタル者
- 二 前號ニ該當セズト雖特ニ入院ノ必要アリト認めタル者

第十條 地方長官ハ第八條第一項第一號又ハ第二號ニ該當スル在院者ヲ何時ニテモ條件ヲ指定シテ假ニ退院セシムルコトヲ得

前項ノ假退院者ハ之ヲ家庭其ノ他適當ナル施設ニ委託シ又ハ少年教護委員ノ觀察ニ付スルコトヲ得
假退院者ハ之ヲ在院者ト看做ス
假退院者ニシテ指定ノ條件ニ違背シタルトキハ地方長官ハ之ヲ復院セシムルコトヲ得

第十一條 少年ノ在院期間及觀察期間ハ少年ノ滿二十歳ニ至ル迄トス但シ第八條第三號又ハ第四號ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 內務大臣又ハ地方長官ハ在院者ニ對シ教護ノ目的ヲ達シタリト認ムルトキハ之ヲ退院セシムルコトヲ得

第十三條 學校長、市町村長、少年教護委員又ハ警察署長第八條第一項第一號ニ該當スル者アリト認ムルトキハ之ヲ地方長官ニ具申スベシ

第十四條 地方長官警察署長又ハ市町村長必要アリト認ムルトキハ第八條第一項第一號ニ該當スル者ノ處分決定ニ至ル迄一時保護ノ爲適當ナル施設若ハ家庭ニ委託スルコトヲ得仍警察署長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ五日ヲ超エザル期間假ニ留置ヲ爲スコトヲ得

前項ニ依リ警察署長ニ於テ行フ留置ハ他ノ收容者ト分離スベシ

第十五條 少年教護院長ハ在院者ニ對シ親權ヲ行フ但シ親權者又ハ後見人アルモノノ財産管理ニ付テハ此ノ限リニ在ラズ

第十六條 內務大臣又ハ地方長官ハ本人又ハ扶養義務者ヨリ在院委託及一時保護ニ要シタル費用ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得

前項費用ノ徵收ハ必要ニ應ジ納付義務者ノ居住地又ハ財産所在地ノ地方長官又ハ市町村長ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

第一項ノ費用ヲ指定ノ期限内ニ納付セザル者アルトキハ國稅徵收法ノ例ニ依リ處分スルコトヲ得

第十七條 第八條乃至第十條ノ處分ヲ受ケタル者ノ親族又ハ後見人ハ入院後六箇月ヲ經過シタル場合其ノ處分ノ解除又ハ變更ヲ內務大臣又ハ地方長官ニ出願スルコトヲ得

第十八條 第八條第九條第十條又ハ第十六條第一項及第三項ノ處分ニ不服アル者及前條ノ出願ヲ許可セラレザル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第十九條 道府縣ノ設置スル少年教護院及少年鑑別機關、少年教護委員、一時保護及地方長官ノ爲シ

タル委託ニ關スル費用ハ道府縣ノ負擔トス

市町村長第十四條ノ一時保護ヲ爲シタルトキハ其ノ費用ハ市町村費ヲ以テ一時之ヲ立替フベシ

第二十條 國庫ハ前條第一項ノ規定ニ依リ道府縣ノ支出ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助ス

第七條ノ規定ニ依リ認可セラレタル少年教護院ノ支出ニ付亦前項ヲ適用ス

第二十一條 第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル少年教護院ノ用ニ供スル土地建物ニ對シテハ地方稅ヲ課セズ但シ有料ニシテ之ヲ使用セシメタル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 內務大臣及地方長官ハ第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル少年教護院ヲ監督シ之ガ爲必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 第七條ノ規定ニ依リ認可セラレタル少年教護院本法若ハ本法ニ基キ發スル命令又ハ認可

ノ條件ニ違反シタルトキハ內務大臣ハ取消スコトヲ得

第二十四條 少年教護院長ハ在院中所定ノ教科ヲ履修シ性行改善シタル者ニ對シテハ其ノ退院後ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタル者ト認定スルコトヲ得但シ少年教護院ノ教科ハ小學校令ニ遵據シ文部大臣ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

前項ノ認定ヲ受ケタル者ハ他ノ法令ノ適用ニ關シテハ尋常小學校ヲ卒業シタル者ト看做ス

第二十五條 本法中町村又ハ町村費トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在テハ之ニ準ズベキモノトス

第二十六條 少年ノ教護處分ニ付セラレタル事項ハ之ヲ新聞紙其他ノ出版物ニ掲載スルコトヲ得ズ前項ノ規定ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ編輯人及發行人、其ノ他ノ出版物ニ在リテハ著作及發行者ヲ三月以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

感化法ハ之ヲ廢止ス(昭和九年十月十日ヨリ施行)少年法ニ依リ保護處分ノ實施セラレザル地區ニ限リ第一條ノ年齡ハ之ヲ十八歳未満トス

本法施行ノ際現ニ存スル國立感化院及道府縣立感化院ハ之ヲ本法ニ依リ設置シタル少年教護院ト看做シ其ノ在院者ハ之ヲ本法ニ依リ入院セシメラレタルモノト看做ス

本法施行ノ際現ニ存スル代用感化院ハ之ヲ第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル少年教護院ト看做シ其ノ在院者ニシテ感化法第五條ノ規定ニ依リ入院セシメラレタルモノハ之ヲ本法ニ依リ入院セシメラレタルモノト看做ス

本法施行ノ際道府縣立感化院ノ設置ナキ道府縣ハ本法施行ノ日ヨリ五年以内ニ少年教護院ヲ設置スルコトヲ要ス

少年教護法施行令

昭和九年九月二十
九日公布
勅令第二百八十號

第一條 少年教護院ニ於ケル教護ハ在院者ニ對シ監護養育ヲ加ヘ道德教育及國民教育ノ基礎並ニ獨立自營ニ必要ナル知識技能ヲ授ケ其ノ資質ノ改善向上ヲ圖ルヲ以テ本旨トシ特ニ在院者ノ性能ニ應ジ其ノ日常生活ノ訓練指導ニ留意スベキモノトス

第二條 少年教護院ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、作業科、唱歌、體操及實業(農業、工業、商業ノ一科目又ハ數科目)トシ女子ノ爲ニハ家事及裁縫ヲ加フ

前項ノ實業ノ科目ハ少年教護院長之ヲ定ム

第一項ノ教科目ノ外少年教護院長ハ國立少年教護院ニ在リテハ內務大臣、其ノ他ノ少年教護院ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ公民科其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

第三條 少年教護院長ハ在院者ノ性能ニ應ジ之ニ加

スベキ教科目ヲ斟酌スルコトヲ得

第四條 少年教護院ノ教科ニシテ尋常小學校ノ教科ニ相當スルモノニ用フル圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有シ又ハ文部大臣ノ檢定シタル尋常小學校ノ教科用圖書タルベシ

在院者ノ性能其ノ他ノ事由ニ因リ前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ少年教護院長ハ國立少年教護院ニ在リテハ內務大臣、其ノ他ノ少年教護院ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ特別ノ教科用圖書ヲ用フルコトヲ得

第五條 少年教護院ノ每週教授時數ハ三十時ヲ超エ又十八時ヲ下ルコトヲ得ズ但シ少年教護院長ハ在院者ノ性能ニ應ジ又ハ夏季若ハ冬季ニ於テ必要アリト認ムルトキハ每週教授時數ヲ十二時迄ニ減ズルコトヲ得

實習ノ教授時數ハ在院者ノ性能等ニ依リ少年教護院長ニ於テ適宜之ヲ定ム

實習ハ第一項ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

第六條 前四條ニ定ムルモノヲ除クノ外少年教護院ノ教則、編制、休業日其ノ他ノ教科ニ關シ必要ナル事項ハ少年教護院長ニ於テ之ヲ定ムベシ

第七條 少年教護院ニ於テハ其ノ規模ニ相當スル院舎、院地、實習場、體操場及器具ヲ備フベシ

院舎、院地、實習場、體操場及器具ハ教護ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第八條 少年教護法第七條ノ規定ニ依ル少年教護院ニ於テ教護ヲ掌ル職員ハ道府縣立少年教護院ノ教諭又ハ保母ト爲ル資格ヲ有ス者ノ中ヨリ之ヲ採用スベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ教護ヲ掌ルニ適當ト認メラル者ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 少年教護委員ハ地方長官之ヲ選任シ又ハ解任ス

少年教護委員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ四年トス但シ特別ノ事由アルトキハ任期中ト雖モ之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

少年教護委員ハ市町村(町村ニ準ズルモノヲ含ム)ノ區域ニ依リ其ノ職務ヲ行フヲ例トス

第十條 少年教護法第十九條ノ規定ニ依リ道府縣ノ負擔シタル費用ニ對スル國庫補助ハ道府縣ガ同様ノ規定ニ依リ負擔スベキ費用ノ各年度ニ於ケル支出額ヨリ其ノ年度ニ於テ同法第十六條ノ規定ニ依リ徵收シタル金額及其ノ支出ニ充ツベキ寄附金其ノ他ノ收入ヲ控除シタル精算額ニ對シ左ノ區分ニ從ヒ之ヲ爲ス

- 一 少年教護院又ハ少年鑑別機關ノ創設費、擴張費及之ニ伴フ初度調辨費 二分ノ一
- 二 其ノ他ノ諸費 六分ノ一

前項ノ規定ニ依リ控除スベキ金額ガ道府縣ガ少年教護法第十九條ノ規定ニ依リ負擔スベキ費用ノ其

ノ年度ニ於ケル支出額ヲ超過シタル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ後年度ニ於ケル支出額ヨリ之ヲ控除ス

第十一條 少年教護法第七條ノ規定ニ依ル少年教護院ヲ設置シタル者ノ支出シタル費用ニ對スル國庫補助ハ各年度ニ於テ支出シタル左ニ掲グル費用ニ付其ノ支出額ヨリ其ノ年度ニ於テ之ニ充ツベキ寄附金其ノ他ノ収入ヲ控除シタル精算額ニ對シ左ノ區分ニ從ヒ之ヲ爲ス

- 一 少年教護院又ハ少年鑑別機關ノ創設費、擴張費及之ニ伴フ初度調辨費
少年教護法第八條ノ規定ニ依リ入院セシムベキ者ノ爲利用セラルベキ程度ヲ標準トシテ算出シタル額ノ二分ノ一
- 二 少年教護院又ハ少年鑑別機關ノ職員ノ俸給其ノ他ノ事務費、建物ノ維持修繕費及其ノ他ノ管理費 少年教護法第八條ノ規定ニ依リ

入院セシメタル者ノ爲利用セラルベキ程度ヲ標準トシテ算出シタル額ノ六分ノ一

前項第二號ノ諸費ハ少年教護院ノ經費中少年教護法第八條ノ規定ニ依リ入院セシメタル者ノ爲利用セラルベキ程度ヲ標準トシテ算出シタル額ヨリ其ノ者ノ委託ニ關スル費用トシテ道府縣ノ支出シタル額ヲ控除シタル殘額ヲ超過スルコトヲ得ズ前條第二項ノ規定ハ本條ノ國庫補助ニ之ヲ準用ス

第十二條 前二條ノ規定ニ依リ少年教護院又ハ少年鑑別機關ノ創設費、擴張費又ハ之ニ伴フ初度調辨費ニ對シ國庫補助ヲ受ケントスル者ハ豫メ其ノ設備ニ關スル計畫ニ付内務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第十三條 第十條又ハ第十一條ノ規定ニ依リ國庫補助ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ補助金ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ得

- 一 少年教護法若ハ同法ニ基キテ發スル命令又ハ

之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ

- 二 少年教護院若ハ少年鑑別機關ノ事業ノ全部若ハ一部ヲ廢止シ又ハ其ノ設備ヲ當初豫定シタル目的以外ノ用途ニ利用スルニ至リタルトキ
- 三 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 四 詐偽ノ手段ヲ以テ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキ

第十四條 第二條第二項、第五條第二項及第六條ノ規定ニ依リ少年教護院長ニ於テ定ムベキ事項ハ少年教護法第七條ノ規定ニ依リ少年教護院ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

附 則

本令ハ少年教護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和九年十月十日ヨリ施行）本令施行ノ際現ニ代用感化院ニ於テ教護ヲ掌ル職員ニシテ第八條ニ定ムル資格ヲ有セザル者ニ付テハ少年教護法附則第四項ノ少年教護院ニ於テ同條但書ノ規定ニ依リ地方長

官ノ認可ヲ受ケ之ヲ採用シタルモノト看做ス

道府縣立少年教護院職員令

（昭和九年九月二十九日公布）
勅令 第二百八十二號

第一條 道府縣立少年教護院ニ左ノ職員ヲ置ク

- 院長
- 教諭
- 院醫
- 保母
- 書記

院長ハ教諭ヲ以テ之ニ充ツ
院醫及保母ハ院ノ狀況ニ依リ之ヲ置カザルコトヲ得

第二條 教諭及院醫ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇トシ保母及書記ハ判任官ノ待遇トス
第三條 院長ハ地方長官ノ命ヲ奉ケ院醫ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第四條 院醫ハ在院者ノ診療及衛生ニ關スルコトヲ掌ル

第五條 教諭及保婦ハ在院者ノ教護ヲ掌ル

第六條 書記ハ院長ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ニ從事ス

第七條 委任官待遇ノ教諭ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

一 教護又ハ教育ニ關スル委任官又ハ委任官待遇ノ職ニ在リタル者

二 五年以上教護又ハ教育ニ關スル判任官又ハ判任官待遇ノ職ニ在リタル者ニシテ其ノ月俸七十圓以上ヲ受ケタルモノ

第八條 判任官待遇ノ教諭及保婦ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

一 教護又ハ教育ニ關スル判任官以上又ハ判任

官待遇以上ノ職ニ在リタル者

二 師範學校、中學校、高等女學校若ハ實業學校ノ教員又ハ小學校ノ正教員ト爲ルノ資格ヲ有スル者

三 三年以上教護又ハ教育ニ關スル公務ニ從事シタル者

四 教護又ハ教育ニ關シ學識經驗ヲ有スル者ニシテ普通試験委員ノ詮衡ヲ經タルモノ

第九條 委任官待遇ノ職員ノ待遇相當官等ハ別表第一號表ニ依ル

第十條 判任官待遇ノ職員ノ待遇相當等級ハ別表第二號表ニ依ル

第十一條 委任官待遇ノ職員ノ任免及宣行ハ委任官ノ例ニ依リ之ヲ行ヒ判任官待遇ノ職員ノ任免ハ地方長官之ヲ行フ

第十二條 委任官待遇ノ職員ノ待遇相當官等ニ關シテハ高等官官等俸給令第五條第一項ノ規定ヲ準

用ス

第十三條 委任官又ハ判任官待遇ノ職員ノ席次ハ同官等又ハ同等級内ニ於テハ文武官吏ノ次席トス

第十四條 委任官待遇ノ職員ノ年俸ハ別表第三號表、判任官待遇ノ職員ノ月俸ハ別表第四號表ニ依ル

第十五條 前條ニ規定スルモノヲ除クノ外職員ノ俸給ニ關シテハ公立學校職員俸給令ヲ準用ス但シ同令中文部大臣トアルハ内務大臣トス

第十六條 職員ノ分限ニ關シテハ公立學校職員分限

令ヲ準用ス

附 則

本令ハ少年教護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和九年十月十日ヨリ施行)

道府縣立感化院職員令ハ之ヲ廢止ス本令施行ノ際現ニ道府縣立感化院ノ教諭、院醫、保婦又ハ書記タル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ各道府縣立少年教護院ノ教諭、院醫、保婦又ハ書記ニ同待遇俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

(別 表)

第一號表

高等官 四等待遇	同	高等官 五等待遇	同	高等官 六等待遇	同	高等官 七等待遇	同	高等官 八等待遇	同
教諭	院	醫	同	上	上	上	上	上	上

第二號表

判任官一等待遇	判任官二等待遇	判任官三等待遇	判任官四等待遇
月俸百圓以上	月俸七十圓以上 百圓未滿	月俸五十圓以上 七十圓未滿	月俸五十圓未滿

第三號表

院教 書記	一級 二級 三級 四級 五級 六級 七級 八級 九級 十級 十一級 十二級 十三級	三,100円 三,000円 二,700円 二,500円 二,300円 二,100円 二,000円 一,800円 一,700円 一,500円 一,400円 一,300円 一,200円
----------	---	--

第四號表

院教 書記	一級 二級 三級 四級 五級 六級 七級 八級 九級 十級 十一級 十二級 十三級	二,500円 二,300円 二,100円 一,900円 一,700円 一,500円 一,300円 一,200円 一,100円 一,000円 九〇〇円 八〇〇円 七〇〇円
----------	---	--

少年教護法施行規則

(昭和九年九月二十九日公布)
(内務省令第二十一號)

第一條 道府縣ノ設置スベキ少年教護院ノ數及收容定員ハ地方長官之ヲ定ム但シ收容定員ガ百名ヲ超エ又ハ三十名ヲ下ル場合ニ於テハ内務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第二條 少年教護法第七條ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 名稱及所在地
 - 二 教則、編制、休業日其ノ他教科ニ關スル事項
 - 三 設備ノ狀況
 - 四 職員ニ關スル事項
 - 五 經費及維持方法
- 公共團體ニ非ザル者ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ
- 一 設置者ノ履歴及資産狀況
 - 二 法人又ハ團體ニ在リテハ定款、寄附行爲又

ハ其ノ他ノ約款

第三條 少年教護法第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル者ハ前條ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ直ニ其ノ旨内務大臣ニ届出ヅベシ

第四條 少年教護院ノ管理者ハ其ノ事業開始ノ後直ニ其ノ旨内務大臣ニ届出ヅベシ

第五條 少年教護院ノ管理者少年教護院ヲ廢止セントスルトキハ豫メ在院者ノ處置方法及財産ノ處分方法ニ付内務大臣ノ認可ヲ受ケベシ

第六條 少年教護法第八條第一項第二號ニ掲グル者ノ入院ノ出願ニハ其ノ願書ニ左ノ事項ヲ記載シ戸籍簿本ヲ添附スベシ

- 一 少年ノ住所、氏名、年齢、履歴及住居
- 二 出願者ノ住所、氏名、職業、履歴及少年トシテノ續柄
- 三 入院ヲ必要トスル理由

第七條 少年教護法第八條第一項第四號ニ掲グル者

ノ入院ノ出願ハ親權者又ハ後見人ニ於テ爲シ前條ニ規定スル書類ノ外裁判所ノ裁判ノ正本ヲ提出スベシ

第八條 少年教護法第十三條ノ規定ニ依ル學校長、市町村長、少年教護委員又ハ警察署長ノ具申書ニハ少年ノ住所、氏名、年齢、履歴及性行ニ關スル事項ヲ記載シ戸籍簿本ヲ添附スベシ

第九條 警察署長又ハ市町村長少年教護法第十四條ノ規定ニ依リ一時保護ヲ爲シタルトキハ直ニ一時保護開始ノ期日、保護ノ場所及方法ヲ具シ其ノ旨地方長官ニ報告スベシ

第十條 地方長官少年ヲ少年教護院ニ入院セシメントスルトキハ入院命令書ヲ發スベシ
入院命令書ニハ少年ノ住所、氏名、入院スベキ少年教護院、入院期限及在院費ニ關スル事項ヲ記載シ具申者又ハ親權者若ハ後見人ヲ經テ之ヲ少年ニ交付スベシ

少年教護法第八條第一項第三號ニ該當スル者ニ對シ入院命令書ヲ交付シタルトキハ之ヲ送致シタル少年審判所ニ通知スベシ

第十一條 地方長官前條ノ入院命令書ヲ發シタルトキハ其ノ旨入院セシムベキ少年教護院ノ院長ニ通知スベシ

少年教護院長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ入院命令書指定ノ期限内ニ少年ヲ入院セシムベシ
少年教護院長少年ヲ入院セシメタルトキハ其ノ旨少年ノ本籍地及住所地ノ市町村長ニ通知スベシ

第十二條 地方長官少年ヲ觀察ニ付セントスルトキハ觀察スベキ少年教護委員ノ住所、氏名及其ノ觀察ニ付スル旨ヲ記載シタル書面ヲ具申者又ハ親權者若ハ後見人立會ノ上少年教護委員ヲシテ少年ニ交付セシムベシ

第十三條 地方長官前條ノ規定ニ依リ少年ヲ觀察ニ付シタルトキハ觀察スベキ少年教護委員ニ對シ少

年ノ教護上參考トナルベキ事項ヲ指示スベシ

第十四條 第十二條ノ規定ハ少年ノ觀察ヲ解除スル場合ニ付之ヲ準用ス

第十五條 地方長官ハ少年教護法第九條ノ規定ニ該當スル者ニシテ國立少年教護院ニ入院セシムルノ要アリト認ムルトキハ少年ノ健康診斷書及戸籍簿本ノ外少年及親權者又ハ後見人其ノ他ノ保護者ニ關スル事項並ニ入院ヲ必要トスル理由ヲ記載シタル調書ヲ添付シ内務大臣ニ入院ノ申請ヲ爲スベシ
第十六條 内務大臣少年ヲ國立少年教護院ニ入院セシメントスルトキハ地方長官ヲ經テ入院命令書ヲ其ノ少年ニ交付ス

前項ノ入院命令書ヲ交付シタルトキハ地方長官ハ其ノ旨親權者又ハ後見人ニ通知シ且少年ヲ國立少年教護院ニ入院セシムベシ
前項ノ規定ニ依リ入院アリタルトキハ國立少年教護院長ハ其ノ旨少年ノ本籍地及住所地ノ市町村長

ニ通知スベシ

第十七條 少年教護院長少年法第三十七條第二項又ハ第六十六條第一項ノ規定ニ依ル委託ヲ受ケントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第十八條 少年教護院長在院者ニシテ假ニ退院セシムルヲ適當ト認ムルモノアルトキハ指定スベキ條件ヲ具シ其ノ旨地方長官ニ具申スベシ

第十九條 地方長官在院者ヲ假ニ退院セシメントスルトキハ假退院命令書ヲ發シ少年教護院長ヲ經テ之ヲ少年ニ交付スベシ

第二十條 地方長官假退院者ヲ復院セシメントスルトキハ復院命令書ヲ發シ少年教護院長ヲ經テ之ヲ少年ニ交付スベシ

第二十一條 前二條ノ場合ニ於テハ少年教護院長ハ親權者若ハ後見人又ハ少年教護法第十三條ノ具申者ニ對シ其ノ旨通知スベシ

第二十二條 少年教護院長在院者ニシテ退院セシム

少年教護法施行細則準則ニ關スル件遵條

(昭和九年九月二十九日發社第百四十四號)

少年教護法施行二件ヲ府縣令ノ制定ニ際シ御參考ノ爲標記準則別紙及送付候條地方ノ實情ニ應ジ適當ニ定メ成ルベク速ニ公布相成様致度

少年教護法施行細則準則

第一條 少年教護法施行令第四條第二項ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ特別ノ教科用圖書ノ使用ヲ必要トスル理由ヲ記載シ且使用スベキ圖書ヲ添附スベシ

第二條 少年教護院長少年教護法施行令第五條第一項但書ノ規定ニ依リ毎週教授時數ヲ減ズルトキハ其ノ減ズベキ期間及時數ヲ知事ニ届出ヅベシ

第三條 少年教護法施行令第八條但書ノ規定ニ依リ認可申請書ニハ本人ノ履歷書ノ外左記事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ

一 採用ヲ必要トスル特別ノ事由

附 則

本令ハ少年教護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ルヲ適當ト認ムルモノアルトキハ其ノ狀況ヲ具シ國立少年教護院ニ在リテハ内務大臣ニ、其ノ他ノ少年教護院ニ在リテハ地方長官ニ其ノ旨具申スベシ

第二十三條 内務大臣又ハ地方長官少年ヲ退院セシメントスルトキハ退院命令書ヲ發シ少年教護院長ヲ經テ之ヲ少年ニ交付ス此ノ場合ニ於テ少年教護院長ハ速ニ親權者又ハ後見人其ノ他ノ保護者ニ少年ヲ引渡スベシ

第十一條第三項ノ規定ハ退院ノ場合ニ之ヲ準用ス第二十四條 少年教護法第十七條、少年教護法施行令第十二條又ハ本令第二條乃至第五條ノ規定ニ依リ内務大臣ニ提出スベキ書類ハ所轄地方長官ヲ經由スベシ

二 教護ヲ掌ルニ適當ト認ムル理由

第四條 少年教護法第七條ノ規定ニ依ル少年教護院ニ於テ教護ヲ掌ル職員ヲ採用シタルトキハ管理者ハ直ニ其ノ氏名、資格、履歷ヲ知事ニ届出ヅベシ第五條 少年教護院長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由アルトキハ直ニ其ノ旨知事ニ報告スベシ

一 少年教護法施行規則第十一條第二項又ハ第二十三條第一項ノ規定ニ依リ少年ノ入院又ハ引渡ヲ了シタルトキ

二 少年死亡シ又ハ行方不明トナリタルトキ
三 其ノ他少年ノ行狀身邊ニ著シキ變化アリタルトキ

第六條 少年教護委員ハ毎月一回其ノ觀察ニ付セラレタル少年ノ狀況報告書ヲ作成シ意見ヲ附シテ之ヲ知事ニ提出スベシ但シ第五條第二號又ハ第三號ニ該當スル事由アルトキハ直ニ其ノ旨知事ニ報告スルコトヲ要ス

少年教護委員假退院中ノ少年ニ關シ前項ノ報告ヲ爲シタルトキハ其ノ寫ヲ關係少年教護院長ニ送附スベシ

第七條 少年教護法第十條第二項又ハ第十四條ノ規定ニ依リ少年ノ委託ヲ受ケタル者(以下委託者ト稱ス)ハ本令ノ規定及委託ヲ爲シタル者ノ命シタル條件ニ從ヒ少年ノ監護養育ヲ爲スベシ

第八條 受託者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由アルトキハ直ニ其ノ旨知事及少年ノ在院スル少年教護院ノ院長又ハ委託ヲ爲シタル者ニ届出ヅベシ

一 自己又ハ少年ノ住所又ハ居所ノ變更アリタルトキ

二 少年死亡シ又ハ行方不明トナリタルトキ

三 少年假退院處分ノ指定條件ヲ遵守セザルトキ

四 其ノ他少年ノ行狀身邊ニ著シキ變化アリタルトキ

第九條 知事ハ必要アリト認ムルトキハ受託者ニ對

シ少年ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ説明ヲ求メ又ハ官吏吏員ヲシテ視察セシムルコトアルベシ

第十條 少年教護法第十六條ノ規定ニ依リ在院、委託及一時保護ニ要シタル費用ハ之ヲ本人又ハ其ノ扶養義務者ヨリ徴收ス但シ事情ニ依リ之ヲ減免スルコトヲ得

第十一條 警察署長又ハ市町村長少年教護法第十四條ノ規定ニ依リ一時保護ヲ爲シタル場合ニ於テハ左記事項ヲ記載シタル調書ヲ知事ニ提出スベシ

- 一 委託ニ要シタル費用
- 二 扶養義務者ノ氏名、住所、費用負擔能力ノ有無

第十二條 市町村長府縣ノ負擔スル費用ノ繰替支辨ヲ爲シタルトキハ毎年度何月及何月ノ各何日迄ニ計算書及支出ニ關スル證據書類ヲ添附シ知事ニ辨償ヲ請求スベシ

附 則

益々困難トナルヲ以テ成ルベク其ノ早期ニ於テ發見シ之ガ保護ニ努ムルコト

- 二 少年教護法施行令第五條第二項ノ規定ニ依リ少年教護院長ニ於テ定ムル實習ノ教授時數ヲ定ムル場合ハ少クトモ一週六時ヲ下ラザルコト
- 三 少年教護院ニ於ケル教護ハ職員ノ力ニ俟ツモノ大ナルモノアルヲ以テ今後一層其ノ適材ヲ得ルニ努ムルト共ニ職員優遇ノ方途ヲ講ズルコト
- 四 少年教護委員ノ定數ハ人口、要保護兒童數及地域ノ廣狹等ニ應ジテ適宜之ヲ定メ必要ト認ムル市町村ニ之ヲ置キ事情ニ依リテハ其ノ附近町村ノ區域ヲ兼テ其ノ職務ヲ行ハシムルコト
- 五 少年教護委員ノ選任ハ之ヲ慎重ニシ方面委員、教育家、社會事業家其ノ他眞ニ斯業ニ理解アル適任者ヲ詮衡スルニ努メ必要ニ應ジテハ婦人ヲ加フルコト
- 六、少年教護委員ノ指導訓練ニ就テハ特ニ意ヲ用

本令ハ少年教護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(これは準則なる故道府縣により多少の相違あるも、然し大體はこの趣意のものと解してよい。委細は各道府縣令を参照のこと)

少年教護法施行ニ關スル件依命通牒

(昭和九年九月二十九日發社第四百十三號)
(各地方長官宛社會局長官依命通牒)

少年教護法施行ニ關スル勅令省令ハ本日夫々公布相成候處本法ハ感化教育ノ不備ヲ補ヒ其ノ擴充ヲ圖ルノ趣旨ヲ以テ制定セラレ本邦感化制度上極メテ重要ナル意義ヲ有スルモノナルヲ以テ豫メ必要ナル諸般ノ準備ヲ整ヘ本法制定ノ趣旨ヲ普及徹底セシムルニ努ムルハ勿論少年ノ不良化防止並之ガ教護ニ關シテハ萬遺漏ナキヲ期シ特ニ左記事項ニ就テハ周密ナル注意ヲ拂ヒ以テ本法所期ノ目的ヲ達成スルニ努メラレ度

記

- 一 少年ノ性行不良ノ程度深化スルニ從ヒ教護ハ

キ且ツ市町村長、警察官吏、學校職員、方面委員、少年保護事業關係者等トノ連絡ヲ緊密ナラシムルコト

- 七 少年教護委員ニ關スル實費辨償其ノ他ノ費用ノ支出ハ直接教護事務執行ノ爲要スルモノニ限リ且ツ出來得ル限り最小限度ニ止ムルコト
- 八 少年鑑別機關ノ設備ハ直接少年ノ鑑別ニ必要ナル程度ニ止メ其ノ組織運用ニ就テハ特ニ意ヲ用ヒ機能ノ發揮ニ遺憾ナカラシムルコト
- 九 少年教護法第七條ノ規定ニ依リ少年教護院ノ設置認可申請書ノ提出アリタルトキハ其ノ事業經營ノ確否、設備ノ適否、利用ノ狀況等ニ付詳細調査ノ上意見ヲ付シ進達スルコト
- 十 少年教護法第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル少年教護院ノ指導監督ニ付テハ少年ノ教護、會計ノ經理等廣ク諸般ノ事項ニ留意スルコト
- 十一 少年教護法第十七條ノ規定ニ依リ處分ノ解

除又ハ變更ノ出願アリタルトキハ之ヲ關係少年
教護院長ニ送付シ其ノ意見ヲ徵スルコト

十二 少年教護法第八條第一項第一號該當者ノ一
時保護及假退院者ノ委託ニ付テハ豫メ市町村長、
警察署長又ハ少年教護委員ヲシテ適當ナル施設
若ハ家庭ノ調査ヲ遂ゲシムル等ノ方法ニ依リ委
託ニ際シ支障ナキヲ期セシムルコト

十三 少年ノ委託ノ費用ハ大體左ノ限度ニ依ルコ
ト尙地方ノ事情ニ依リ本標準ニ掲ケル金額ヲ超
過スル場合ハ豫メ當局ヘ協議スルコト

イ、六大都市及之ト事情ヲ同シクスル近接町村
一人一日三十五錢以内
ロ、其他ノ都市及之ト事情ヲ同シクスル近接町
村 一人一日三十錢以内
ハ、其他ノ町村 一人一日二十五錢以内

十四 少年教護法第十六條ノ規定ニヨリ本人又ハ
扶養義務者ヨリ徵收スベキ在院ニ關スル費用ハ

衣食療養等直接少年ノ養育上必要ナル費用トシ
前項委託ニ關スル費用ノ限度ヲ斟酌シテ豫メ金
額限度ヲ定ムルコト

十五 少年教護法第十四條ノ規定ニ依リ少年ノ一
時保護ヲ爲シタル市町村ヨリ繰替支辨ヲ爲シタ
ル費用ニ付其ノ辨償ノ請求アリタルトキハ道府
縣ハ遲滞ナク之ガ辨償ヲナスコト

十六 前各項ノ外少年教護法ノ施行ニ付テハ明治
三十四年八月地甲第六四號地方局長通牒ノ趣旨
ニ依リ取扱フコト

十七 本法施行ニ關スル廳府縣令並ニ之ガ施行手
續等ヲ制定シ又ハ之ヲ變更シタルトキハ遲滞ナ
ク當局ヘ報告スルコト
(確實な規則は各道府縣令参照のこと)

品 賣 非

編輯者	京都市下京區烏丸通七條上 大谷派宗務所内
印刷者	高 濱 哲 雄 京都市下京區北小膳新町西 須 磨 勘 兵 衛
印刷所	京都市下京區西洞院七條南 内外出版印刷株式会社

昭和十年二月二十日印刷
昭和十年二月二十五日發行

發行所 京都市下京區烏丸通七條上
眞宗大谷派宗務所社會課

